

# 全国税

発行所  
東京都千代田区霞ヶ関  
財務ビル内(〒100-0013)  
全国税労働組合  
発行人 岡田 俊明  
電話 (03) 3581-3678  
FAX (03) 3507-0886  
振替口座 00140-2-68514

“税務の職場”  
何でも110番  
zenkokuzei@aol.com

全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場、何でも110番」を常時設置しています(電話とFAXは上記の番号までどうぞ)。

◆全国税ホームページ◆  
http://www.kokko-net.org/zenkokuzei

## 職 水 準 差 四六級の拡大承った

非常勤職員  
の処遇改善  
弾力的運用要求は受け止める

### 人事院参事官

交渉冒頭、これまでのルールを無視した夏季一時金の凍結勧告に抗議しました。対応した人事院の上山参事官は、「民間での急激な変動があり、情勢適応の原則に基づき、一部凍結勧告を行った」と特例措置であり、理解願いたい」と釈明するにとどまりました。

この後、民間初任給との較差は正をはじめとした賃金改善、税務職水準差の拡大、上席の6級格付け、行事官は、民間での急激な変動があり、情勢適応の原則に基づき、一部凍結勧告を行った「特例措置であり、理解願いたい」と釈明するにとどまりました。

### 人事院交渉

中心に人事院のスタンスを質すとともに、実現するため特段の努力を求めました。以下、交渉の要旨です。



#### ■初任給較差は正

大卒で2・3万円の較差があることは人事院調査と比べ高卒で1・5万円、でも明らかで、早急には正すべきだ。

参事官 現在、民間調査を行っているが、前年比△0.1%前後で推移しており良い状況にない。

官民較差の範囲内で、初任給や諸手当は対応していく。

全国税 1998年の勧告で水準差率は10%を割り、9%台に低迷したままだ。私たちの果たしている役割を的確に評価し、必要な「資源」を投下する考えはないか。

全国税 職員のある税務職水準差25%回復について、人事院のスタンスを質し、(水準差が)拡がら

いとも限らない。

全国税 特に4〜6級の水準差率を拡大せよ。

参事官 承った。

■上席の6級格付け

全国税 なぜ上席を局長査官と同等に6級格付けできないのか。

参事官 管理監督権が局にあり、ランク付けは異なってしまうべき。

全国税 実査官と上席は同じ実施部門で分担が異なるだけだ。署の中核である上席の職責を評価すべきで、士気を高めるためにも、早急に踏み込んだ打開策を求めよう。

参事官 統括官と同等の職務評価になるなど、難しい問題がある。

■行(二)昇格の改善

全国税 一人職場が圧倒的な税務署の行(二)職員の昇格は劣悪極まる。

参事官 付加業務を評価することで上位級への昇格を促進してきた。

全国税 本来業務で一杯の交換手さんは、付加業務云々では救われな

い。定年目前でいまだ3級にすえ置かれている。

参事官 部下数制限が外せない中、そうした方について昇給や一時金等での工夫も必要だ。

■非常勤職員の処遇

全国税 地域手当に相当する給与支給により7月からの時給はアップするが、職務内容・職務経験の要素を考慮する対象は極めて限定的だ。

参事官 常勤職員とほぼ同様の勤務とパートの形態があり、前者の処遇改善に努力する考えだ。

全国税 署段階で、ほぼ同様の勤務をする職員は皆無に等しく、一時金相当の給与が支給されない内容となっている。

参事官 人事院は大半の方がほぼ同様の勤務であり、他の省庁でも多くいると聞いている。

全国税 「1日18分不足」を理由に改善しないなら大問題だ。庁は人事院からは確認をとったの対応だ。弾力的な扱いをすることこそ指針の趣旨ではないのか。

参事官 「常勤職員の勤務時間の4分の3を超える」という部分を弾力的に扱えという要求として受けとめる。

## 怒！ 期末・勤勉手当こうなる

夏季一時金は下記のように「凍結」され、怒り心頭です。その上、勤勉手当が低率支給となると、踏んだり蹴ったりです。以下の方法で、あなたの「成績率」をチェックして下さい。

勤勉手当の額は、「俸給月額+地域手当+役職段階別加算額+管理職加算額」×「勤勉手当の支給割合(期間率×成績率)」の算式で計算できます。このうち、「役職段階別加算額」と「成績率」は別表脚注のとおりです。

6ヵ月以内の在職に応じ計算される「期間率」は、5ヵ月以上6ヵ月未満80%〜3ヵ月未満30%となります。

#### ▼期末・勤勉手当合計月数(6月期)

一般職員	現行	凍結分	凍結後
	2.15	0.20	1.95
	〔期末 1.40 勤勉 0.75〕	〔期末 0.15 勤勉 0.05〕	〔期末 1.25 勤勉 0.70〕

#### ▼勤勉手当の「成績率」をチェックして下さい

勤 勉 手 当	A	給与明細の勤勉手当額	円
本 俸	B	給与明細の俸給支給額	円
地 域 手 当	C	給与明細の地域手当額	円
役 職 別 加 算	D	※注1のとおり 0~15%	円
計	E	( B + C + D )	円

成 績 率 A÷E ※注2のとおり

注1 役職別加算 税務職：1・2級0% 3級5% 4・5級10%  
6級15% 行(二)職：3・4級5% 5級10%

注2 成績率 特に優秀 1.00 優秀 0.80 良好(標準)0.67  
良好でない 0.59(注意 0.60.5) 懲戒 0.52以下

## 年次採用者の処遇底上げを

電話相談 センター 庁主導で魅力の持てる職場に

### 女性部 庁交渉

5月28日、女性部は、①数値目標を設定した「登用拡大」、②年次採用者の6級ポスト昇任底上げ、③行(二)職員の昇格改善、④一元化・課税内部担当の労働強化排除、⑤電話相談センターの労働条件改善を中心に、国税庁と交渉しました。

低水準で推移する最大の原因」と厳しく抗議し、目に見える形で思い切った底上げを図るよう求めました。

また、定年を目前にし、いまだに3級にすえ置かれている交換手さんの例をあげ、こうした方々が「税務の職場で働いてきて良かった」と思えるよう、永年の労苦に報いる人事発令を強く求めました。

40歳以上女性職員の62%に到達していない実態を指摘し、「男女同水準にするため、50%程度の数値目標を設定する計画」の改善を求めました。

特に、時間外「勉強会」で対応せざるを得ない実態を是正するため、勤務時間内に1日2時間程度の自己研修等を保障するよう求めました。

補佐は、「18年に策定した計画に基づき引き続き増加に努める」との回答に「年次採用者による」との回答に「様々な指摘も受け、余

交渉に出席した電話相談センター勤務の組合員2名から、未来が見えない職場の実態が示され、「庁主導で魅力の持てる職場に」と、その改善を強く求めました。

また、15分の時間短縮で、昼休み60分を要望する女性職員は少なくないため、引き続き検討するよう求めました。



「様々な指摘も受け、余り」を聞き取り、今後の対応について話し合うことになった。女性部は、18年に策定した計画に基づき引き続き増加に努める」との回答に「年次採用者による」との回答に「様々な指摘も受け、余り」を聞き取り、今後の対応について話し合うことになった。

詰 碁

〈出題〉九段 石樽郁郎  
黒先  
〈ヒント〉  
フトコロを狭めてから急所に打って仕留めます。  
(8分で二、三段以上)

そちばん弾

3歳未満の子どもを持つ労働者の短時間勤務制度や残業免除制度を企業に義務付ける「育児・介護休業法改正案」が衆院厚生労働委で可決された▼「育児・介護休業給付率引き上げ」や「介護休業への健保・年金保険料免除規定の適用を求める修正案」は否決されたが、付帯決議に「育児休業中の労働者に対する経済的支援の充実について、速やかに検討する」との文言が盛り込まれた▼公務の非常勤職員に育児休業の取得資格がないことに、榊原厚相は「党派を超えての課題として取り組んでいきたい」と答えた▼「仕事・子育て・介護の両立を進めるための経済的な下支え、均等処遇問題等は先送りされるもの、その足場はまた一段築かれた。

### 国税庁長官、税務大学校長、税務研修所長 宛 税務大学校研修所に関する要求書 (要旨)

近年、東京研修所を修了し、税務の職場に赴任した青年から聞かえてくる話や、先日全国税が行った研修生へのアンケート結果を見る限り、東京研修所での研修生活の一部に、その役割に対する期待を裏切り、かつ法律的な角度から見ても疑問を抱く実態があると認識せざるをえません。

かつて、全国税との交渉の席上、長官が明確に「強制ではない」と答えた朝のラジオ体操や自習時間は、今の研修生には「強制」と捉えられています。

また、朝6時50分から実施される清掃について、「髪の毛一本が残っていただけで、昼休みに再度清掃を命じられた」との声も届いています。

税務大学校では管理・監督する立場にある者の高い倫理観が求められ、また、研修生活にあってはオープンでかつ自由な発言・発想が尊重される場所でなければならぬと考えます。

研修生が、必要な知識を習得すると同時に、伸びやかで自由な発想により大きく成長し、研修修了後には税務行政の推進に資することができるようお願い、下記の要求について、その実現を求めます。

- 1 ラジオ体操および自習時間は強制ではないことを研修生に明確に伝えること。
- 2 門限や外泊など寮生活の基本について、十分に研修生の声を聞き、協議すること。
- 3 勤務時間外の清掃を行わせないこと。仮に、「研修の一環」に位置付けるとするならば、清掃は勤務時間内とすること
- 4 屋休み時の清掃のやり直しなど、国公法に定められている以外の「罰則」はただちに止めること。
- 5 過去、その「罰則」を指示した職員及び責任者について、再発防止のための指導を徹底すること。
- 6 入浴時間を延長すること。
- 7 夏季期間(6月～9月)は、夜間でもクーラー、扇風機を使用できるようにすること。また、クーラーについては、定期的にメンテナンスを行うこと。
- 8 洗濯機および乾燥機の台数やクローゼットを増やすなど、施設・設備の充実を図ること。
- 9 研修棟及び食堂棟に洋式トイレを増設すること。
- 10 講義の間の休憩時間を十分に確保すること。

以上

## 時代錯誤の研修生活押しつけは即刻なくせ

# またぞろ「強制」体罰!?



冒頭、田山青年部長は低い初任給、級差、未払い超勤の実態、2級昇格差別問題を取りあげ、早急に改善するよう求めました。

これに対し当局は、青年が置かれてい

東京地連が行った「研修生活実態アンケート」で把握した「強制」体罰

当局文書に「パワハラ」という言葉は見られるものの、職場で起きているパワハラの実例もあげて、この問題に真剣に向き合うよう訴えました。

▽朝の時間は忙しいから、ラジオ体操は各人に任せたい方がよい。

▽ラジオ体操は強制であり、何故手当をつけないのか問題だ。

▽門限は緩めるか、廃止して欲しい。

▽自習時間は緩めて欲しい。

▽休み時間が実質5分しかないので、教室に飲み物の持参を許可して欲しい。

▽夜中に部屋の全ての電気が使えず、扇風機も使えないので困る。

▽清掃のチェックが厳しすぎる(鏡の水アカひとつ残さず拭け等々)。

朝の6時から清掃を始めても終わりません。清掃時の人数を増やすか、チェックを緩めて欲しい。

▽研修生の人数が多くなり、特に洗濯機や乾燥機の台数が足りない。

入浴も待たないと入れないことが多く、時間制限を緩めるか、延長して欲しい。

▽出勤簿押印で、名前が判別できるのに一部が欠けている、傾いている、印影が薄い等の理由で厳しく叱られるのは納得できない。

▽女子寮の故障している浴場を直して欲しい。

### 青年部庁交渉

# 青年の生活実態向上を

## 賃金、仕事、研修、寮、パワハラすべての面で

全国税青年部は6月8日、①青年の生活水準の向上、②法人調査件数の削減、③普通科独身寮の民主化、④省庁間配転者の研修の充実化、⑤独身寮の改善、⑥パワハラ根絶などを求め、国税庁と交渉を実施しました。

交渉には、田山青年部長をはじめ7名が参加し、堰原補佐が対応しました。

### 法人調査件数削減を

件数増加の中、調査技法の伝承や充実した調査ができない一番の被害者が青年であると指摘し、OJTに活用できない重点項目調査は根本から見直すよう求めました。

### 省庁間配転者の研修抜本改善を

7週間(うち専攻税法は3週間)で詰め込み式の省庁間配転者の研修実態を示し、4ヶ月とするよう求めました。

### 世帯型宿舎の複数入居解消を

小室に続き、大宮でも世帯型宿舎に複数入居させる独身寮ができたことを問題視し、独身寮の「1人1室」複数入居解消を求めました。

### ハラスメントに真剣に向き合え

当局は、「知識はある程度の時間に、繰り返しここで習得できるもの」と答え、研修のあり方に問題意識を持っている姿勢が伺われました。

## 税務大学校東京研修所／研修生からの声

### 淀川十景

#### 【近畿・北大阪支部】

受付は、やっぱり嫌。今、一元化リハーサルのもりか、職員とともにバイトさんが受付に。でもバイトさんは「嫌」みたい。無理もありません。政治等不満が鬱積した納税者。声を荒げることもしばしば。職員でも嫌なのに、やっぱり嫌です。

### 非常勤が前面に

【近畿・東大阪支部】

毎週月曜にワンストップを実施、各署の特徴点は。

### 納税証明

多くの署は「申請書作成の説明」までが非常勤の担当。

### 15分短縮

4月1日から勤務時間が15分短縮され5時(市内署は5時半)終業。しかし、「保育園に迎えに行く時間に余裕ができたが、なかなか席を立ちにくい」「現金領収の締めで…」

### 件数も足らんし

等々。15分短縮を生かすのも幹部の仕事です。



納税者に対応させる体制と言えそうです。

### 総括がいなくなる

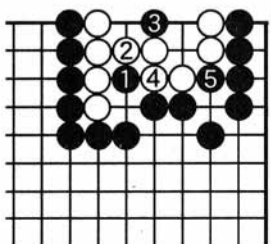
【北海道地連】

7月以降の署の機構が伝達されました。資産税の特官はプラスマインゼロ。網走署では個人課税・法人課税の総括上席が廃止されます。管理運営部門が二部門になる網走署では、これまで以上に部門間の連携が重要なのに、なぜ総括がいなくなるのか、と戸惑う声が上がっています。

【北海道地連】

単なる数合わせの機構改定では納得できません。仕事の困難さ、職員の労苦に報いる処遇が必要です。

## 詰碁



【解答】黒1と狭めてから3と打つのが急所の手。白4には黒5で白死です。黒1で3は白4。黒1で5も白4で白生き。黒3で5は白3で殺せません。